

町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例(平成 14 年智頭町条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(町長の給与の額の特例) 第 3 条 略 2 特例期間における町長の期末手当の額は、特別職給与条例第 3 条の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p>	<p>(町長の給与の額の特例) 第 3 条 略 2 特例期間における町長の期末手当の額は、特別職給与条例第 3 条の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p>
<p>(助役及び病院管理者の給与の額の特例) 第 3 条 略 2 特例期間における助役及び病院管理者の期末手当の額は、特別職給与条例第 3 条の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p>	<p>(助役及び病院管理者の給与の額の特例) 第 3 条 略 2 特例期間における助役及び病院管理者の期末手当の額は、特別職給与条例第 3 条の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p>
<p>(教育長の給与の額の特例) 第 4 条 略 2 特例期間における教育長の期末手当の額は、教育長給与条例第 3 条の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に<u>100分の20</u>を乗じて得た(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p>	<p>(教育長の給与の額の特例) 第 4 条 略 2 特例期間における教育長の期末手当の額は、教育長給与条例第 3 条の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に<u>100分の5</u>を乗じて得た(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。